

市議会だより



2005.11.1
平成17年

発行 佐倉市議会 編集 議会報編集委員会 〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 TEL484-6177 FAX486-2508



平成18年4月から指定管理者制度導入を予定している「佐倉草ぶえの丘」

9月定例会

指定管理者制度の導入を予定する施設の
設置・管理条例の改正など48議案を可決

佐倉コミュニティセンターの市民風呂、
老人福祉センター、西部地域福祉センターの浴室利用が有料に

9月定例会は、9月5日から30日までの26日間にわたり開かれました。今定例会では、「専決処分
の承認を求めることについて」など議案46件、諮問2件が提出され、すべて原案のとおり承認・認
定・可決・同意しました。
請願・陳情については「佐倉市はりきゅうマッサージ等施設利用券制度」改定に対する陳情」1
件、議員発議については「義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書」1件を提出し審議しました。
一般質問には、各会派の代表質問に6人、個人質問に7人が登壇し、市政について広範囲の質問を
行いました。

決算審査特別委員会を設置

平成16年度の一般会計・特別会計・水道事業会計の決算審査を行うため、決算審査特別委員会
を設置しました。選出した委員は次のとおりです。

木原義春 ○倉田彰夫 入江晶子 工藤啓子 岡村芳樹 兒玉正直 櫻井道明
川名部実 小林右治 神田徳光 櫻井康夫 檀谷正彦 富塚忠雄
委員長、○副委員長

平成16年度決算を審査

決算審査特別委員会は、2日間にわたり一
般会計歳入歳出決算認定など10議案について、
行政効果ならびに費用対効果を中心に、適正
かつ効率的に執行されているか審査を行いま
した。



決算審査特別委員会の審査

定例会の最終日には木原義春委員長の審査結果報告があり、次の6点を要望しました。
地域経済活性化等の補助金については、具体的な目標を明確にし、的確な施策評価ができるよ
う努められたい。また、将来的には、補助金に頼らず自立できる施策についても研究されたい。
水道水については引き続き自己水源の確保に努め、低廉で安全な水の供給に努力されたい。
予算編成において縮小、廃止された事業についても、引き続き必要性の有無を検討されたい。
「主要施策の成果の説明書」については、法の意義に照らし、項目並びに記載方法について十分
検討されたい。
財政削減については、削減し易い所から削減する姿勢ではなく、事業全体の見直し等を行い、
抜本的な財政改革に努められたい。
公平・公正の観点から徴収率の向上に努め、不納欠損額及び収入未済額の削減にさらに努力さ
れたい。

平成16年度会計別決算の状況

会 計 名		歳入決算額	歳出決算額	差引残額
丸数字は議案番号		(円)	(円)	(円)
一 般 会 計		45,576,515,593	44,084,913,177	1,491,602,416
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	11,816,506,560	11,775,530,559	40,976,001
	交通災害共済事業	11,646,315	11,646,315	0
	公共用地取得事業	253,026,953	253,026,638	315
	下 水 道 事 業	2,562,335,533	2,526,803,901	35,531,632
	老 人 保 健	9,481,454,190	9,451,565,190	29,889,000
	農業集落排水事業	18,197,237	18,197,237	0
	介 護 保 険	5,377,254,662	5,322,031,684	55,222,978
	災 害 共 済 事 業	6,300,320	1,931,758	4,368,562
会 計 名		事業収益	事業費用	純利益
丸数字は議案番号		(円)	(円)	(円)
水 道 事 業		3,613,468,820	3,247,485,818	365,983,002

議会運営委員会



「議会運営について」説明を受ける（苫小牧市役所）

期日 7月25日から27日
北海道小樽市では、「一般質問の現状」につ
いて視察。
北海道苫小牧市では、「議会広報・一般質問
の現状」について視察。
北海道室蘭市では、「議会だよりの編集・一
般質問の現状」について視察。

先

進

例

に

学

会

だ

よ

市政に関する 一般質問

一般質問とは、議員が議案に関係なく、市政全般にわたり質問することをいいます。9月定例会では、12日から15日までの4日間にわたり、一般質問が行われ、市政に対し活発な議論が展開されましたので、その一部を掲載します。

詳細については、市役所2階市政資料室・市内各図書館にて
会議録(12月上旬発行予定)の閲覧、または、佐倉市ホームページより会議録検索システム(12月配信予定)でご覧ください。

代表質問

入札制度について

問 電子入札の検討経過と具体的な実施時期と方法について伺う。

答 導入検討の結果、経費、システム利用の面から千葉県電子入札システムの市町村共同利用方式に決定した。利用は土木工事を対象に秋口から実施予定。すでに受注者向け操作説明会を開催した。平成20年度の全面稼働に向け、順次拡大を図っていく。

アスベスト問題について

問 市が実施した公共施設のアスベスト調査結果及び今後

の対策は。

答 市が所有・管理する全施設・建築物について調査を実施した結果、288施設の内、47施設、76棟で吹付け材が確認されたが飛散の心配はない。学校施設は幼稚園1園の園舎、小学校15校、32棟の校舎・体育館、中学校6校、11棟の校舎・体育館に含有の有無が不明な吹付け材があった。水道施設の3浄水場は、含有の有無が不明な吹付け材の使用が確認され含有調査を実施中。水道水の安全性について、石綿セメント管の敷設地区の水道水を採水しアスベスト濃度を分析したが、アスベストの検出は無かった。佐倉市ではアスベスト対策

検討委員会を設置した。アスベストの含有が明らかになった場合は、検討委員会による基本方針に沿い、状況に応じ除去、封じ込め等の対策を講じる。情報提供は、市のホームページや広報を使い継続して市民に対し行う。



アスベストの現地調査が行われた水道施設（南部浄水場）

青少年健全育成について

問 一昨年の議会で、各関係機関等から幅広く意見・要望・諸問題を聞いた上で、「青少年を健全に育成する」という共通の目的に向けた提案を皆が共有し、協働できる情報として発信することを提案した。市長は、政策の最重要課題として全庁的に実効力のある取り組みを行うと答弁した。その後の市の取り組みを伺う。

答 青少年の健全育成を全庁的な課題としてとらえ、積極的に推進するという目的から、昨年4月に青少年育成本部を設置した。今回、青少年

公明党

岡村 芳樹

問 認知症の高齢者や知的障害者にとって、有効と認められている成年後見制度の利用が進まない現状がある。要因として制度に対する理解が十分であること、特に費用負担が困難な事がある。最近、高齢者を狙った悪質商法が頻発しており、成年後見制度の必要性はより高まっている。積極的に取り組む市町村に対し国も補助制度を設けている。

成年後見制度利用支援事業の導入について



消費生活専門相談員が、消費生活の相談・苦情を受け付けている（消費生活センター）

答 市の現状と取り組みを伺う。平成18年度の介護保険制度の改正に合わせ地域包括支援センターを設置、成年後見制度の支援を必須事業として行う。悪質商法の対応については、消費生活センターを中心に周知を図る。

アスベスト問題

問 アスベストを一刻も早く全面禁止にし、建設労働者や退職者、住民などの肺がんや中皮腫の早期発見のための検診、労災認定、補償を迅速化し拡充することが求められている。建設労働者との協働が一つの考えではないか。

答 既に市は事業者と住民との間に入り調整している。周辺住民と事業者側とで見解の違いが生じ解決が困難なケースもあるが、市の担当も間に入り話し合いを進めるよう、市として事業者の側に指導している。今後も話し合いの場を設け、双方の主張を調整し歩み寄りができる方向へ調整を行っていく。

問 地域力の中心は自治会・町内会である。この活性化の条件は優れたリーダーの確保、集会所の維持、活動をサポートする協力組織育成の3つと考えるが市の対応を伺う。



地域の高齢化が進み、自治会の活動を求める声が高まってきている（西志津町内会集会所）

市民ネットワーク 道端 園枝

問 企業寄りの甘い含有基準と省庁の縦割り行政の弊害から、アスベストによる健康被害が深刻なものになった。市でも公共の建物調査がされているが、アスベストがあると認識された場合、除去等の予算はどのようにしていくか。

答 これまでも組合へは周辺住民への説明会を開催するよう指導してきた。引き続き事業の周知、意見を伺うことを行うよう指導していく。廃棄物については、法律に基づき適切に処理している。残土の人体への影響に関しては、有害物質の検出は認められていないので安全と考える。

新社会党

勝田 治子

問 子育て支援事業が支援の必要な親子に届かない現状がある。仕事を待つ親は待機児ゼロの保育園設置を、子育て専門中の親はいつでも利用できる一時保育を強く望んでいるが取り組みを伺う。小泉改革は公立保育所の民営化を強く進めているが、保育園は公設公営で公的責任を果たすべきだが市長の姿勢は。

答 市内3園において30名の定数増を行っている、9月に60名定数で民間保育園が開設したことにより計90名の定数増を図っている。一時保育は3園で実施。また9月中旬からミニ二アムセンター佐倉で出前保育を計画している。公立保育園の民営化という方向も今後視野に入れなければならないが、保育の運用そのものは自治体の責任でその水準を維持していくものとする。近隣の状況等も調査をする中で、適切なあり方について検討して判断をしたい。



如何に子育て支援を行うかが行政課題である（佐倉保育園）

アスベスト問題について

問 吸い込むと発癌性のある物質であり、主に建築材として身のまわりに残されている。建物の改修・解体の際の飛散防止は必ずであり啓発や条例等による規制について伺う。

日本共産党

児玉 正直

問 調査方法については今後対策委員会において検討させていただきたい。解体に対する近隣の心配・苦情には法律に基づく権限のある県や労基署にお願いして対応していた。また、健康相談は保健所が相談窓口となっている。宮ノ台地域の開発での住民と事業組合との話し合いについて

答 住民の生活・健康をどのように守っていくかという観点で取り組んでいく。ご提案の調査方法については今後対策委員会において検討させていただきたい。解体に対する近隣の心配・苦情には法律に基づく権限のある県や労基署にお願いして対応していた。また、健康相談は保健所が相談窓口となっている。宮ノ台地域の開発での住民と事業組合との話し合いについて

市政会

白井 尚夫

問 ごみ収集マップを作成し市民への協力の呼びかけ（1）喫煙禁止区域（2）歩行喫煙禁止区域の指定状況と今後の方針（3）大型商店等周辺の散乱ごみ対策（4）落書き行為以外の罰則規定の検討（1）犬の糞（2）煙草の吸い殻に罰則を設ける方法（1）迷惑行為防止の重点地区の設置（2）防止員等の制度化

答 現状を改善するべく市民の皆様と積極的に取り組む（1）市内JR線及び京成線駅周辺に指定。啓発活動で周知を図る（2）必要に応じ随時指定する。自治会等地域の協力を得ながら清潔なまちづくりを推進していく。市民の規範意識の高揚が必要と考え設けていない。条例制定の目的に照らし運用していく（1）飼い主の意識の高揚に努める（2）より多くの方々から協力が得られるよう啓発活動を行う中でお願いしていく（1）重点的に防止区域を設ける必要性は考えていない（2）任命制度化するものではなく市民全体になっていただけるように考えている。

問 事業区域内第4工区の盛土の出現・崩落について周辺

井野東土地画整理 事業について



長期的視野で、研究機関等から十分情報を得ながらアスベスト対策を（建物調査が行われた学校施設）

井野東土地画整理事業について、長期的視野で、研究機関等から十分情報を得ながらアスベスト対策を（建物調査が行われた学校施設）

宮ノ台地域の開発での住民と事業組合との話し合いについて



降雨により崩落した盛土。すぐ横はモノレールユーカリが丘線（井野地先）

宮ノ台地域の開発での住民と事業組合との話し合いについて

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度です。

9月定例会の議案と議決結果

市長提出議案		丸数字は議案番号、白抜き数字は諮問番号		本会議の議決結果	
専決処分の承認を求めることについて 臨時特例措置(下水道高金利対策分)として公営企業借換債が設定されたことに伴い、借換手続を7月中に行う必要が生じ、平成17年度一般会計に314万6000円の追加補正を行い、利息負担の軽減を図ったもの。		承 認		は賛成多数、 は賛成少数	
専決処分の承認を求めることについて 臨時特例措置(下水道高金利対策分)として公営企業借換債が設定されたことに伴い、借換手続を7月中に行う必要が生じ、下水道事業特別会計に7486万2000円の追加補正を行い、利息負担の軽減を図ったもの。		承 認			
専決処分の承認を求めることについて 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日が9月11日と決定され、早急に事務に着手する必要が生じ、平成17年度一般会計に4866万5000円の追加補正を行ったもの。		承 認			
平成16年度佐倉市一般会計歳入歳出決算認定について		認 定		○	
平成16年度佐倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について		認 定		○	
平成16年度佐倉市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について		認 定			
平成16年度佐倉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について		認 定			
平成16年度佐倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について		認 定		○	
平成16年度佐倉市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について		認 定		○	
平成16年度佐倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について		認 定			
平成16年度佐倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について		認 定		○	
平成16年度佐倉市災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について		認 定			
平成16年度佐倉市水道事業会計決算認定について		認 定		○	
平成17年度佐倉市一般会計補正予算 歳入歳出それぞれ5億1358万5千円の追加補正を行うもので、予算総額は367億1039万6千円。歳出の主なものとして、介護保険制度の変更に伴う対応として介護保険特別会計への繰出金、和田小学校及び和田公民館の用地購入、岩名運動公園拡張整備及び佐倉市振興協会所有地のうち公共用地とすべきものに係る用地購入など。債務負担行為の補正については、新たに佐倉市振興協会に対する損失補償に係る債務負担行為を8億9000万円に設定するもの。地方債の補正については、岩名運動公園拡張整備事業債の追加のほか、減税補てん債、臨時財政対策債について、限度額の変更を行うもの。		原案可決		○	
平成17年度佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算 歳入歳出それぞれ334万円の追加補正を行うもので、歳出の内容は、職員人件費。		原案可決			
平成17年度佐倉市介護保険特別会計補正予算 歳入歳出それぞれ5180万8千円の追加補正を行うもので、歳出の主な内容は、介護保険制度の変更にともなう事務用コンピュータシステムの改修費。		原案可決		○	
佐倉市情報公開条例の一部を改正する条例制定について 議案第17号から第35号までは条例の制定についてであり、改正等の主な内容は、公の施設の指定管理者制度の導入、利用料金の見直しなど。		原案可決			
佐倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について		原案可決			
佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について		原案可決		○	
佐倉市地区集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について		原案可決			
②1 佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	○			
②2 佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	○			
②3 佐倉市地域防災集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決				
②4 佐倉市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決				
②5 佐倉市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	○			
②6 佐倉市立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	○			
②7 佐倉市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	○			
②8 佐倉市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	○			
②9 佐倉市高齢者福祉作業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	○			
③0 佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	○			
③1 佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例制定について	原案可決	○			
③2 佐倉市農村集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決				

③3 佐倉市農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	○
③4 佐倉新町おはやし館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	○
③5 佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	○
③6 佐倉市道路線の認定について 石川地先の1路線を佐倉市道路線として認定するもの。	原案可決	
③7 佐倉市道路線の認定について 中志津6丁目地先の1路線を佐倉市道路線として認定するもの。	原案可決	
③8 佐倉市道路線の認定について 井野地先の2路線を佐倉市道路線として認定するもの。	原案可決	
③9 佐倉市道路線の認定について 井野地先の1路線を佐倉市道路線として認定するもの。	原案可決	
④0 市営大蛇住宅新築建築主体工事(第2期)請負契約について 2億5714万5000円をもって鎌形建設株式会社と請負契約を締結するもの。	原案可決	
④1 土地取得について 和田小学校用地及び和田公民館用地1万4174平方メートルを1億8851万4200円をもって取得するもの。	原案可決	○
④2 土地譲与について 団地内の住民が使用していた自動車駐車場2069平方メートルを、中志津自治会の法人化に伴い、同自治会が所有し、管理する公益的施設として譲与しようとするもの。	原案可決	
④3 住民訴訟に係る弁護士報酬の負担について 議案第43号及び第44号は、平成14年法律第4号による地方自治法改正前の第242条の2第8項の規定により、住民訴訟に勝訴した市長個人が支払う弁護士報酬を市が負担するもの。	原案可決	
④4 住民訴訟に係る弁護士報酬の負担について	原案可決	
④5 教育委員会委員の任命について 木村正久(きむらまさひさ)氏を引続き任命するもの。	同 意	
④6 情報公開審査委員の委嘱について 鈴木庸夫(すずきつねお)氏を引続き委嘱するもの。	同 意	
① 人権擁護委員候補者の推薦について 齋藤玲子(さいとうれいこ)氏を引続き推薦するもの。	同 意	
② 人権擁護委員候補者の推薦について 加瀬皓三(かせこうぞう)氏を引続き推薦するもの。	同 意	
請 願 ・ 陳 情 白抜き数字は陳情番号		
⑤ 「佐倉市はりきゅうマッサージ等施設利用券制度」改定に対する陳情	不採択	
議 員 発 議 丸数字は発議案番号		
① 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書	原案可決	

12月定例会の予定

議会を傍聴してみませんか

初 日 12月1日(木) 午後1時から

一 般 質 問 8日(木) 9日(金) 12日(月) 13日(火)

午前10時から

常任委員会 14日(水) 15日(木)

最 終 日 19日(月) 午後1時から

日程は変更になることもありますので、事前にお問い合わせください。
議会事務局 484—6279

お茶の間でもご覧になれます

CABLENET296の5チャンネルでは、
本会議の模様を翌日に放送します。

【放送予定】

初 日 12月2日(金) 午後5時30分から

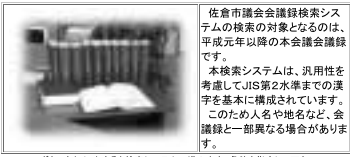
一 般 質 問 9日(金) 10日(土) 13日(火) 14日(水)

午後5時30分から

番組の始めに各議員の放送時間帯をお知らせいたします。

最 終 日 20日(火) 午後5時30分から

佐倉市議会 会議録検索



▼ボタンをクリックすると検索システムへ遷移します。条件を指定して下さい。



佐倉市のホームページからどうぞ!
http://www.city.sakura.lg.jp

佐倉市議会 をクリックしてください

9月議会に提出された議案のうち、経済環境常任委員会に付託された公有地取得に関する予算案件が、常任委員会全会一致で否決された。厳しい財政状況だからこそ、公正・公平な視点に立った良識の判断が要求される。議会制民主主義により市民の代表として民意を託されている議員の役割は、極めて重要であると会期を重ねる毎に強く感じている。
(議会報編集委員 岡村芳樹)

議会百景

地域で朝のラジオ体操を呼びかけてから2年半、毎朝継続している。子供達の夏休み中は400人を超える盛会で、地域の活性化のけん引役を果たしている。中高年の皆さんはウォーキングも併用。健康づくりと沢山のふれ合いを通じ、仲間意識も育ってきた。
自治会や各種グループの役員の協力の中で、地域のちからを大切に育てていきたい。
(議会報編集委員 白井尚夫)